

化製場等 設置の場所及び構造設備の基準

○化製場等に関する法律

第四条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第一項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

- 一 人家が密集してる場所
- 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所
- 三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所

○鳥取県化製場等に関する法律施行条例

(化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準)

第2条 法第4条の条例で定める構造設備の基準は、別表第1のとおりとする。

(製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準)

第3条 法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準については、別表第1化製場の項の規定(貯蔵の施設の構造設備の基準については、化製室に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

別表第1(第2条、第3条関係)

| 区分 | 構造設備の基準 |
|-------------------|--|
| 死亡獣畜の解体を行う死亡獣畜取扱場 | 1 次の要件を備える解体室を有すること。 (1) 床は、不浸透性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で作られ、これに適当な勾こう配と排水溝が設けられていること。 (2) 内壁は、床面から1.2メートル以上の高さまで不浸透性材料で作られ、又は腰張りされていること。 (3) 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 2 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ又は汚水の浄化装置を有することを要しない。 3 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 4 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬出入し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。 5 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 6 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。 7 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。 |
| 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場 | 立札、障壁その他当該区域が埋却場である旨及び当該区域を明示する設備が設けられていること。 |
| 死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場 | 1 完全に燃焼させることができる構造の焼却炉が設けられていること。 2 燃焼により発する臭気を処理することができる適当な高さの煙突が設けられていること。 |
| 化製場 | 1 次の要件を備える原料貯蔵室及び化製室を有すること。 (1) 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾こう配と排水溝が設けられていること。 |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) 内壁は、床面から 1.2 メートル以上の高さまで不浸透性材料で作られ、又は腰張りされていること。</p> <p>(3) 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>(4) 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。</p> <p>(5) 防虫網その他の昆虫の出入りを防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>2 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。</p> <p>3 汚物だめは、不透水性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>4 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬出入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。</p> <p>5 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>6 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>7 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p> |
|--|---|

【化製場等の種類】

「化製場」

獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設。

「死亡獣畜取扱場」

死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域。

「製造又は貯蔵の施設」

魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するための貯蔵施設

化製場等 衛生に必要な措置

○化製場等に関する法律

第五条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。
- 二 こん虫の発生防止及び駆除を十分にすること。
- 三 臭気処理を十分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置。

○鳥取県化製場等に関する法律施行条例

(化製場及び死亡獣畜取扱場における衛生措置)

第2条の2 法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。

(製造又は貯蔵の施設における衛生措置)

第3条の2 法第8条において準用する法第5条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第3のとおりとする。

別表第2(第2条の2関係)

| 区分 | 措置 |
|---------|---|
| 死亡獣畜取扱場 | 1 人畜共通感染症(動物から人に伝染するおそれのある感染症をいう。以下同じ。)により死亡した獣畜を処理するときは、消毒を十分に行うこと。 2 死亡獣畜等を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。 3 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、次に掲げるところに従って行うこと。 (1) 搬入された死亡獣畜は、速やかに解体し、埋却し、又は焼却すること。 (2) 解体した死亡獣畜の臓器等は、速やかに処分すること。 (3) 死亡獣畜を埋却する穴の深さは、2メートル以上とし、埋却後6月間は当該埋却した箇所を発掘しないこと。 (4) 死亡獣畜の焼却は、完全に行うこと。 |
| 化製場 | 1 人畜共通感染症により死亡した獣畜を原料として用いるときは、消毒を十分に行うこと。 2 原料を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。 3 製造作業は、化製室で行うこと。 4 原料並びに著しい臭気を発する製品及び半製品は、原料貯蔵室に保管すること。 |

別表第3(第3条の2関係)

| 区分 | 措置 |
|-------|--|
| 製造の施設 | 1 人畜共通感染症により死亡した魚介類又は鳥類を原料として用いるときは、消毒を十分に行うこと。 2 原料を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。 3 製造作業は、製造室で行うこと。 4 原料並びに著しい臭気を発する製品及び半製品は、原料貯蔵室に保管すること。 |
| 貯蔵の施設 | 1 人畜共通感染症により死亡した獣畜、魚介類又は鳥類を貯蔵するときは、消毒を十分に行うこと。 2 貯蔵物を運搬する容器及び車両は、使用后十分に洗浄すること。 3 貯蔵物は、原料貯蔵室に保管すること。 |